

枚方市社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規程

[平成20年11月6日規程第4号]

(目的)

第1条 この規程は、枚方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、常勤の役員への報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の範囲)

第2条 この規程において「常勤役員」とは、定款第18条に規定された「常務理事」で、週5日、かつ週31時間以上の勤務に就く者をいう。

(報酬等)

第3条 この規程において「報酬」とは、常勤役員としての職務執行による対価として支給する金銭をいい、その額は、月額500,000円以内とする。

- 2 常勤役員には前項に規定する報酬のほか、職員の「給与に関する規則」に準じた通勤費を支給する。
- 3 報酬等の支給日は、職員の給与の支給日に準ずる。

(休暇)

第4条 常勤役員の年次有給休暇は、一年度に20日付与する。

- 2 その他の特別休暇は、職員の「就業規則」に準じて付与する。

(社会保険等の適用)

第5条 常勤役員には、法令に基づき厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労働災害補償保険に加入する。

(旅費)

第6条 常勤役員が本会の業務のために出張するときは、旅費を支給する。

- 2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。
- 3 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は、それぞれの旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。ただし、車賃においては、一般乗合旅客自動車を利用する場合以外は、1キロメートルにつき23円とする。
- 4 日当、宿泊料及び食卓料は、別表に定める額により支給する。

5 旅費の支給方法については、職員の「旅費規程」に準ずる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月6日から施行する。ただし、平成21年3月31日までの間、第3条第1項に規定する報酬は、月額342,140円とする。

附 則 (平成21年4月1日規程第11号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月10日規程第14号)

この規程は、平成21年6月10日から施行し、6月1日から適用する。

附 則 (平成21年12月11日規程第21号)

この規程は、平成21年12月11日から施行する。ただし、平成21年12月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月29日規程第4号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月22日規程第15号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日規程第19号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日規程第9号)

この規程は、平成29年9月29日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分		金 額	
日当（1日につき）	宿泊を要する出張	3,000円	
	宿泊を要しない出張	路程が500キロメートル以上の場合	5,000円
		路程が250キロメートル以上500キロメートル未満の場合	3,000円
		路程が100キロメートル以上250キロメートル未満の場合	1,500円
		路程が100キロメートル未満の場合	750円
宿泊料（1夜につき）		15,000円	
食卓料（1夜につき）		3,000円	

備考 この表における日当は、本市内における出張及び次の表に規定する地域への宿泊を要しない出張を除き、支給する。

区 分	日 当 支 給 対 象 外 区 域
大阪府	大阪市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 茨木市 寝屋川市 大東市 門真市 摂津市 東大阪市 四條畷市 交野市 島本町
京都府	京都市 宇治市 八幡市 京田辺市 久御山町
奈良県	生駒市